

案件	大阪都市計画河川の変更 (大阪都市計画河川第1号寝屋川北部地下放水路)	東部大阪都市計画 防災街区の整備の 方針の変更	東部大阪都市計画防災街区 整備地区計画の決定 【名称】 ①大日・八雲東町地区防災街区 整備地区計画 ②東部地区防災街区整備地区計画
縦覧期間	11月2日(水)~16日(水) (土・日・祝日を除く)	11月16日(水)~30日(水) (土・日・祝日を除く)	
縦覧場所	都市計画課、府都市計画室計画推進課 備府ホームページでも閲覧可	都市計画課	
意見書の提出期限	11月16日(水)(必着)	11月30日(水)(必着)	
提出・問い合わせ	持参または郵送で府都市計画室計画推進課 (〒540-0008 大阪市中央区大手前 3-2-12)	持参または郵送で都市計画課 (〒570-8666 京阪本通 2-5-5)	
電話	06-6944-9274	06-6944-9273	06-6992-1685

**都市計画案の縦覧
および意見書の受付**

都市計画法第17条の規定に基づき、次の都市計画案を縦覧できます。

市民および利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見書を提出できます。

定期検査

商店や病院などで取引や証明に使用するものは、国、都道府県、指定を受けた事業者が認めた検定証印、基準適合証印がついているものしか使用できません。

これらは、性能が劣化していないか2年に一度定期検査を受ける必要があります。詳しくは、問い合わせください。

11月は計量強調月間

計量制度は、私たちの日常生活を支える大変重要な制度です。

電気の子メーターは有効期限内のものを

検定や基準適合検査を受けた有効期限内の子メーターを使いましょう。有効期限は、電気計器前面の丸形ラベルで確認できます。

有効期限を過ぎると取り換える必要があるため、最寄りの電気工事店や修理業者に相談してください。

問 関西地区証明用電気計器対策委員会事務局(日本電気計器検定所関西支社内)
TEL 06・6451・2355

登録受付・紹介のみ(品物はお預かりしていません)

時 11月7日(月)午前9時30分~午後3時
8日(火)午前9時30分~正午

問 市消費生活リーダークラブ(市消費生活センター内)
TEL 06・6992・1337

★求めています

- ダブルカセットラジカセ
- 乳幼児用ベビーカー
- 折り畳み自転車
- グラウンドゴルフ用ボールクラブ

注 申し込み多数の場合は、8日(火)の受付終了後にセンターで抽選します。

リサイクル品の故障や破損に関するトラブルについては、責任を負いません。



リサイクル情報

注 家庭で使用するヘルスメーターなどは、定期検査の対象外で、商業用・公的証明用には使用できません。

問 消費生活センター
TEL 06・6992・1336



絶対によめましょう

保管中の放置自転車を引き取ってください。

自転車の撤去は、土・日・祝日も実施しています。

保管期間 移送の告示日から1ヵ月
処分日 11月19日(土)【9月撤去分】

心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

TEL 06・6902・2340

返還時間 毎日午前10時~午後7時
持住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2千500円、原動機付自転車4千円)

注 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象

問 道路課
TEL 06・6992・1693、1694

問 市民保健センター TEL 06-6992-2217

名称	とき(11月)	受付時間	場所
市民一般健康相談	2日(水)・9日(水)	14:00 ~ 15:00	市民保健センター
	16日(水)		東部コミュニティセンター
歯科健康相談	13日(日)・27日(日)	10:00 ~ 11:30	歯科休日応急診療所 (市民保健センター1階)
保健師による総合相談	常時開設(土・日・祝日を除く) TEL 06-6993-2098	9:00 ~ 17:00	市民保健センター

●休日応急診療所

場 大宮通1-13-7、市民保健センター内

▽内科・小児科 TEL 06-6998-9970
土曜日……18:00~20:30
日・祝日…10:00~12:00、13:30~16:30
18:00~20:30

▽歯科 TEL 06-6998-9945
日・祝日…10:00~11:30、13:00~16:30

●北河内夜間救急センター

場 枚方市禁野本町2-13-13
枚方市立保健センター4階

▽小児科 TEL 072-840-7555
受付時間(毎日)
20:30~翌日5:30
備 診療は21:00~翌日6:00
注 全ての診察に健康保険証持参
往診はしません。



表1

昭和26年4月2日~昭和27年4月1日生まれ
昭和21年4月2日~昭和22年4月1日生まれ
昭和16年4月2日~昭和17年4月1日生まれ
昭和11年4月2日~昭和12年4月1日生まれ
昭和6年4月2日~昭和7年4月1日生まれ
大正15年4月2日~昭和2年4月1日生まれ
大正10年4月2日~大正11年4月1日生まれ
大正5年4月2日~大正6年4月1日生まれ

注 ①または②に該当し、かつ過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない人に限る。

平成28年度高齢者肺炎球菌予防接種

場 守口市および門真・寝屋川・大東・四條畷市の各委託医療機関

対表1 今年度すでに接種済みの方は、再接種できません。再接種による副反応発症の可能性が高いためです。接種歴を必ず確認してください。

実施期間 平成29年3月31日(金)まで

接種回数 1回
¥2千円
持表2

表2

対象者	必要書類
表1①の該当者	「平成28年度高齢者肺炎球菌の案内(市から4月中に発送されたもの)」、健康保険証など(年齢確認のため)
表1②に該当する、60歳以上65歳未満の人	身体障害者手帳の写しまたは診断書
上記該当者のうち生活保護世帯の人	上記の書類に加えて「無料接種券」

問 市民保健センター
TEL 06・6992・2217

対象者のうち生活保護世帯の人は、本人負担額を全額免除します。接種前に必ず「無料接種券」の発行手続きを、市民保健センターまたは生活福祉課で行ってください。

接種時に「無料接種券」がないときは、費用を徴収します。なお、市民税非課税世帯に属する人の全額免除はありません。

注 接種後、痛みや熱を伴ってはれるなど気になる症状が出た場合は、接種した医療機関に相談してください。



**B型肝炎予防接種を
実施中**

場 守口市および門真・寝屋川・大東・四條畷市の各委託医療機関

対 平成28年4月1日以降生まれの人

注 母子感染予防の治療を受けている人は対象外です。

接種期日 生後12ヵ月(1歳の誕生日の前日)まで

¥対象者は無料
持 母子健康手帳

詳細は、広報もりぐち10月号13ページ、市ホームページで必ず確認してください。

問 市民保健センター
TEL 06・6992・2217